



2020年5月27日

タイ国際航空 業務の継続と法的手続きによる再生プランについて

2020年5月19日、タイ国際航空チャクリ・パラブントック副会長兼社長代理は、弊社の再生プランがタイ政府により承認されたと発表いたしました。この再生プランは、タイ中央破産裁判所と破産法に基づき実行されますが、同時に、その間も弊社は通常通りのフライトの運航と事業を継続できることとなりました。

タイ国際航空の再生プランは、弊社が、解散、清算、または倒産するということを意味するものではありません。むしろ旅客、貨物運送を含む通常の業務を遂行することができる一方で、この法律は、すべてのステークホルダーに公正な保護を規定し、弊社が効率的、かつ着実に、再生プランの達成を実現することを意味します。そして、通常業務は運航効率、プロダクト、サービスの質の向上をめざす再生プランと同時並行して実施されます。

弊社はこの危機的状況を乗り越えるために可能な限りのことを実施することを表明いたします。これは弊社がより堅実で持続可能な企業へと変化できる大切な過程と捉えております。

引き続きのご支援とご信頼をいただき、経済界、株主様、お取引先企業様、アライアンス企業様、そして何よりも、お客様、ご乗客のすべての皆さまに感謝申し上げます。

タイ国際航空は、新型コロナウイルス感染拡大に収束が見えたら、運航を再開させていただく予定です。弊社の航空券は引き続き有効です。また、ご不明な点などございましたら、弊社ホームページ、または弊社までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

タイ国際航空 南日本地区(福岡)支店閉鎖について

2020年5月末日をもって、南日本地区支店（福岡市中央区天神 1-12-1 日之出福岡ビル）を閉鎖することになりました。1992年10月26日の福岡-バンコク線初就航以来、皆様の厚いご支援を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。6月1日以降、旅客営業、マーケティング、貨物営業についての業務は、西日本地区(大阪)支店に引き継がれます。

南日本地区（福岡）支店業務終了：2020年5月29日(金) 17:00

- * 営業部員の携帯電話を含む電話とメールは5月29日(金)をもって閉鎖します。
- * 福岡のスタッフは全員退職となり、現在は不定期出社とさせていただきます。

タイ国際航空 西日本地区(大阪)支店 〒541-0041 大阪市中央区北浜4丁目1-21 住友生命淀屋橋ビル
旅客営業に関するお問い合わせ先：電話 06-6202-5167（西日本地区 エージェントデスク）
貨物営業に関するお問い合わせ先：電話 06-6202-5471（西日本地区 貨物営業部）

閉鎖に伴いご迷惑をおかけいたしますこと、謹んでお詫び申し上げます。また略儀ながら書中を持ちましてご挨拶申し上げます。タイ国際航空は再生に向けてベストを尽くしてまいりますので、引き続きご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。